

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧	新																																																																																												
<p><b>第3条 (用語の定義)</b> 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STB (セットトップボックス)</td> <td>当社が貸与するデジタル放送を受信するために必要な機器 (以下「STB」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの加入申込みをする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>本施設</td> <td>本サービスを提供するために必要となる施設</td> </tr> <tr> <td>当社施設</td> <td>本施設のうち、当社センターから、保安器の出力端子または放送ONUの出力端子まで、該当施設がない場合は通信ONUの入力端子までの施設</td> </tr> <tr> <td>加入者施設</td> <td>本施設のうち、当社施設を除く施設</td> </tr> <tr> <td>引込線</td> <td>タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル、およびクロージャーから放送ONUまたは通信ONUまでの間を接続する光ファイバーケーブル</td> </tr> <tr> <td>引込端子</td> <td>タップオフおよびクロージャーの端子であって、引込線を接続するためのもの</td> </tr> <tr> <td>マイページID</td> <td>請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード</td> </tr> <tr> <td>同時再放送サービス</td> <td>同時再放送 (放送事業者のテレビジョン放送 (多重放送を含みます。)) およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送) を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>番組供給会社</td> <td>ケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者などにテレビ番組を供給する会社</td> </tr> <tr> <td>集合住宅一階導入契約</td> <td>集合住宅の全戸に同一の当社サービスを提供する契約</td> </tr> <tr> <td>NHK放送受信規約</td> <td>法第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約</td> </tr> <tr> <td>B-CASカード</td> <td>地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード</td> </tr> <tr> <td>C-CASカード</td> <td>当社が提供する専門チャンネル用ICカード</td> </tr> <tr> <td>CASカード</td> <td>B-CASカードおよびC-CASカードの総称</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>利用料金</td> <td>別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料</td> </tr> <tr> <td>料金等</td> <td>別に定める料金表に記載する、加入契約金、コースおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>オプションチャンネル</td> <td>BSデジタル放送およびCSデジタル放送の番組のうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組</td> </tr> <tr> <td>当社グループ</td> <td>株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	STB (セットトップボックス)	当社が貸与するデジタル放送を受信するために必要な機器 (以下「STB」といいます。)	世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団	申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人	加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人	本施設	本サービスを提供するために必要となる施設	当社施設	本施設のうち、当社センターから、保安器の出力端子または放送ONUの出力端子まで、該当施設がない場合は通信ONUの入力端子までの施設	加入者施設	本施設のうち、当社施設を除く施設	引込線	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル、およびクロージャーから放送ONUまたは通信ONUまでの間を接続する光ファイバーケーブル	引込端子	タップオフおよびクロージャーの端子であって、引込線を接続するためのもの	マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード	同時再放送サービス	同時再放送 (放送事業者のテレビジョン放送 (多重放送を含みます。)) およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送) を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの	番組供給会社	ケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者などにテレビ番組を供給する会社	集合住宅一階導入契約	集合住宅の全戸に同一の当社サービスを提供する契約	NHK放送受信規約	法第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約	B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード	C-CASカード	当社が提供する専門チャンネル用ICカード	CASカード	B-CASカードおよびC-CASカードの総称	利用料金	別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料	料金等	別に定める料金表に記載する、加入契約金、コースおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金	オプションチャンネル	BSデジタル放送およびCSデジタル放送の番組のうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組	当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん	<p><b>第3条 (用語の定義)</b> 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STB (セットトップボックス)</td> <td>当社が貸与する、デジタル放送を受信するために使用する機器 (以下「STB」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの加入申込みをする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>本施設</td> <td>本サービスを提供するために必要となる施設</td> </tr> <tr> <td>当社施設</td> <td>本施設のうち、当社センターから、保安器の出力端子または放送ONUの出力端子まで、該当施設がない場合は通信ONUの入力端子までの施設</td> </tr> <tr> <td>加入者施設</td> <td>保安器または放送ONUの出力端子から受信機 (当社の機器等を除きます。) までの施設</td> </tr> <tr> <td>引込線</td> <td>タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル、およびクロージャーから放送ONUまたは通信ONUまでの間を接続する光ファイバーケーブル</td> </tr> <tr> <td>引込端子</td> <td>タップオフおよびクロージャーの端子であって、引込線を接続するためのもの</td> </tr> <tr> <td>マイページID</td> <td>請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード</td> </tr> <tr> <td>同時再放送サービス</td> <td>同時再放送 (放送事業者のテレビジョン放送 (多重放送を含みます。)) およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送) を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>番組供給会社</td> <td>ケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者などにテレビ番組を供給する会社</td> </tr> <tr> <td>集合住宅一階導入契約</td> <td>集合住宅の全戸に同一の当社サービスを提供する契約</td> </tr> <tr> <td>NHK放送受信規約</td> <td>法第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約</td> </tr> <tr> <td>B-CASカード</td> <td>STBまたは受信機を制御するためのICカード</td> </tr> <tr> <td>C-CASカード</td> <td>STBを制御するためのICカード</td> </tr> <tr> <td>CASカード</td> <td>B-CASカードおよびC-CASカードの総称</td> </tr> <tr> <td>ACASチップ</td> <td>STBまたは受信機を制御するためのICチップ</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>利用料金</td> <td>別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料</td> </tr> <tr> <td>料金等</td> <td>別に定める料金表に記載する、加入契約金、コースおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金</td> </tr> <tr> <td>専門チャンネル</td> <td>地上デジタル放送および一部のBSデジタル放送を除く専門性の高い番組</td> </tr> <tr> <td>オプションチャンネル</td> <td>専門チャンネルのうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組</td> </tr> <tr> <td>当社グループ</td> <td>株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	STB (セットトップボックス)	当社が貸与する、デジタル放送を受信するために使用する機器 (以下「STB」といいます。)	世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団	申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人	加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人	本施設	本サービスを提供するために必要となる施設	当社施設	本施設のうち、当社センターから、保安器の出力端子または放送ONUの出力端子まで、該当施設がない場合は通信ONUの入力端子までの施設	加入者施設	保安器または放送ONUの出力端子から受信機 (当社の機器等を除きます。) までの施設	引込線	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル、およびクロージャーから放送ONUまたは通信ONUまでの間を接続する光ファイバーケーブル	引込端子	タップオフおよびクロージャーの端子であって、引込線を接続するためのもの	マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード	同時再放送サービス	同時再放送 (放送事業者のテレビジョン放送 (多重放送を含みます。)) およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送) を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの	番組供給会社	ケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者などにテレビ番組を供給する会社	集合住宅一階導入契約	集合住宅の全戸に同一の当社サービスを提供する契約	NHK放送受信規約	法第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約	B-CASカード	STBまたは受信機を制御するためのICカード	C-CASカード	STBを制御するためのICカード	CASカード	B-CASカードおよびC-CASカードの総称	ACASチップ	STBまたは受信機を制御するためのICチップ	利用料金	別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料	料金等	別に定める料金表に記載する、加入契約金、コースおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金	専門チャンネル	地上デジタル放送および一部のBSデジタル放送を除く専門性の高い番組	オプションチャンネル	専門チャンネルのうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組	当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん
用語	用語の意味																																																																																												
STB (セットトップボックス)	当社が貸与するデジタル放送を受信するために必要な機器 (以下「STB」といいます。)																																																																																												
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団																																																																																												
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人																																																																																												
加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人																																																																																												
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設																																																																																												
当社施設	本施設のうち、当社センターから、保安器の出力端子または放送ONUの出力端子まで、該当施設がない場合は通信ONUの入力端子までの施設																																																																																												
加入者施設	本施設のうち、当社施設を除く施設																																																																																												
引込線	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル、およびクロージャーから放送ONUまたは通信ONUまでの間を接続する光ファイバーケーブル																																																																																												
引込端子	タップオフおよびクロージャーの端子であって、引込線を接続するためのもの																																																																																												
マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード																																																																																												
同時再放送サービス	同時再放送 (放送事業者のテレビジョン放送 (多重放送を含みます。)) およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送) を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの																																																																																												
番組供給会社	ケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者などにテレビ番組を供給する会社																																																																																												
集合住宅一階導入契約	集合住宅の全戸に同一の当社サービスを提供する契約																																																																																												
NHK放送受信規約	法第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約																																																																																												
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード																																																																																												
C-CASカード	当社が提供する専門チャンネル用ICカード																																																																																												
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカードの総称																																																																																												
利用料金	別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料																																																																																												
料金等	別に定める料金表に記載する、加入契約金、コースおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金																																																																																												
オプションチャンネル	BSデジタル放送およびCSデジタル放送の番組のうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組																																																																																												
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん																																																																																												
用語	用語の意味																																																																																												
STB (セットトップボックス)	当社が貸与する、デジタル放送を受信するために使用する機器 (以下「STB」といいます。)																																																																																												
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団																																																																																												
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人																																																																																												
加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人																																																																																												
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設																																																																																												
当社施設	本施設のうち、当社センターから、保安器の出力端子または放送ONUの出力端子まで、該当施設がない場合は通信ONUの入力端子までの施設																																																																																												
加入者施設	保安器または放送ONUの出力端子から受信機 (当社の機器等を除きます。) までの施設																																																																																												
引込線	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル、およびクロージャーから放送ONUまたは通信ONUまでの間を接続する光ファイバーケーブル																																																																																												
引込端子	タップオフおよびクロージャーの端子であって、引込線を接続するためのもの																																																																																												
マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード																																																																																												
同時再放送サービス	同時再放送 (放送事業者のテレビジョン放送 (多重放送を含みます。)) およびFM放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えず同時に再放送する有線テレビジョン放送) を当社の施設を利用し、特別な地域、建物に対して提供するもの																																																																																												
番組供給会社	ケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者などにテレビ番組を供給する会社																																																																																												
集合住宅一階導入契約	集合住宅の全戸に同一の当社サービスを提供する契約																																																																																												
NHK放送受信規約	法第64条第1項の規定に対してNHKが定めた規約																																																																																												
B-CASカード	STBまたは受信機を制御するためのICカード																																																																																												
C-CASカード	STBを制御するためのICカード																																																																																												
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカードの総称																																																																																												
ACASチップ	STBまたは受信機を制御するためのICチップ																																																																																												
利用料金	別に定める料金表に記載する、コースおよびオプションサービスの月額利用料																																																																																												
料金等	別に定める料金表に記載する、加入契約金、コースおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金																																																																																												
専門チャンネル	地上デジタル放送および一部のBSデジタル放送を除く専門性の高い番組																																																																																												
オプションチャンネル	専門チャンネルのうち、コースの申込みに加えて別途料金が必要な番組																																																																																												
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん																																																																																												
<p><b>第4条 (コースの種別)</b> 本サービスにより提供する <b>コースの種別</b> および利用料金は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 2. 当社は、本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。</p>	<p><b>第4条 (コースおよびタイプの種別)</b> 本サービスにより提供する <b>コースおよびタイプの種別</b> ならびに利用料金は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 2. 当社は、本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。</p>																																																																																												
<p><b>第9条 (申込みの承諾)</b> 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。 (略) (追加) (7) 申込者が反社会的勢力等 (暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。) に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合 (8) その他、当社の業務遂行上支障がある場合</p>	<p><b>第9条 (申込みの承諾)</b> 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。 (略) (7) 申込者の受信機およびB-CASカードまたはACASチップが本サービスで提供するコースまたはタイプに対応していないと当社が判断した場合 (8) 申込者が反社会的勢力等 (暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。) に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合 (9) その他、当社の業務遂行上支障がある場合</p>																																																																																												
<p><b>第16条 (当社が行う本サービス提供の休止)</b> 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。 (1) 本施設の保守上または工事上やむを得ない場合 (2) 本施設に障害が生じた場合 (3) 放送衛星、通信衛星の機能停止、番組供給会社の放映休止など、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合 (追加) (4) 天災地変、その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p><b>第16条 (本サービス提供の休止)</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供が休止となる場合があります。 (1) 本施設の保守上または工事上やむを得ない場合 (2) 本施設に障害が生じた場合 (3) 放送衛星・通信衛星の機能停止、番組供給会社の放映休止など、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合 (4) 豪雨などの気象状況により、電波の送受信が困難である場合 (5) 天災地変、その他の事由により、本サービスの提供が困難である場合 2. 当社は、前項の規定により当社の判断によって本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>																																																																																												

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧	新
<p>第22条 (加入者の支払義務) (略) 7. 第16条 (当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。 (略)</p>	<p>第22条 (加入者の支払義務) (略) 7. 第16条 (本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。 (略)</p>
<p>第25条 (加入契約終了に伴う利用料金等の精算方法) 第17条 (加入者が行う加入契約の解約) および第18条 (当社が行う加入契約の解除)の規定により、月の途中で加入契約が解約または解除されたときは、利用料金は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p>	<p>第25条 (加入契約終了に伴う利用料金等の精算方法) 第17条 (加入者が行う加入契約の解約) 、第18条 (当社が行う加入契約の解除) および第45条 (本サービスの廃止)の規定により、月の途中で加入契約が解約または解除されたときは、利用料金は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p>
<p>第27条 (施設の設置および費用負担) 当社は、当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する別に定める料金表に記載の費用を負担します。 <u>なお、加入者施設のうちSTBについては当社が保有し加入者に貸与します。</u> 2. 加入者は、<u>STBを除く加入者施設</u>を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。 (略) 4. 第1項から第3項の定めにかかわらず引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の特別の施設は加入者が設置、所有し、その費用を負担するものとします。 (略)</p>	<p>第27条 (施設の設置および費用負担) 当社は、当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する別に定める料金表に記載の費用を負担します。 2. 加入者は、<u>加入者施設</u>を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。 (略) 4. 第1項から第3項の定めにかかわらず引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の特別<u>な</u>施設は加入者が設置、所有し、その費用を負担するものとします。 (略)</p>
<p>第29条 (施設の撤去および費用負担) 第17条 (加入者が行う加入契約の解約) および第18条 (当社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が終了したときは、当社施設およびSTBを撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、当該加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。 2. <u>撤去</u>に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、当該加入者の費用と責任において、その復旧作業を実施することとします。</p>	<p>第29条 (施設の撤去および費用負担) 第17条 (加入者が行う加入契約の解約) 、第18条 (当社が行う加入契約の解除) および第45条 (本サービスの廃止)の規定により加入契約が終了したときは、当社施設およびSTBを撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、当該加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。 2. <u>加入契約の終了</u>に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、当該加入者の費用と責任において、その復旧作業を実施することとします。</p>
<p>第30条 (施設の維持管理) 当社は、当社施設およびSTBについて維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設およびSTBの維持管理の必要上、第16条 (当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供を休止することがあることを承認するものとします。</p>	<p>第30条 (施設の維持管理) 当社は、当社施設およびSTBについて維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設およびSTBの維持管理の必要上、第16条 (本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供を休止することがあることを承認するものとします。</p>
<p>第35条 (STB) 当社は、加入者が別に定める料金表の「<u>地デジコース</u>」、「<u>地デジ・BSコース</u>」以外のコースを契約した場合、当社の定めるSTBを貸与し、当該加入者が指定する受信機に接続します。 2. CASカードを必要とするSTBに付属するCASカードの取り扱いについては、第44条 (<u>B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて</u>)の規定によるものとします。 (略)</p>	<p>第35条 (STB) 当社は、加入者が別に定める料金表の①のコース (<u>Pタイプを除きます。</u>) および②のコースを契約した場合、当社の定めるSTBを貸与し、当該加入者が指定する受信機に接続します。 2. CASカードを必要とするSTBに付属するCASカードの取り扱いについては、第44条 (<u>CASカードおよびACAチップの取り扱い</u>)の規定によるものとします。 (略)</p>
<p>第34条 (異常が生じた場合の取り扱い) (略) 2. 加入者は、<u>STBを除く加入者施設</u>の修復に要する費用を負担するものとします。 (略)</p>	<p>第34条 (異常が生じた場合の取り扱い) (略) 2. 加入者は、<u>加入者施設</u>の修復に要する費用を負担するものとします。 (略)</p>

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧	新
<p>第36条 (オプションサービス利用の申込み) (略) 2. 加入者は、コースを申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。また、加入者の利用するコースにより、特定のオプションサービスを申し込みできない場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めます。 (略) 4. 当社は、加入者のオプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。</p>	<p>第36条 (オプションサービス利用の申込み) (略) 2. 加入者は、コースを申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。また、加入者の利用するコース <u>またはタイプ</u>により、特定のオプションサービスを申し込みできない場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めます。 (略) 4. 当社は、加入者の <u>申し込んだ</u> オプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。</p>
<p>第37条 (オプションサービスの停止、休止) 第15条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第16条 (<u>当社が行う</u>本サービス提供の休止)の規定については、オプションサービスについても準用します。</p>	<p>第37条 (オプションサービスの停止、休止) 第15条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第16条 (本サービス提供の休止)の規定については、オプションサービスについても準用します。</p>
<p>第41条 (禁止事項) 加入者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。 <u>(1) 加入申込書に記載する台数を超えるSTB、または受信機を加入者施設に接続すること</u> <u>(2) 加入者が、個人的に、または家庭内等に準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、当社の承諾を得ることなく本サービスを第三者に対して提供(上映、複製、その他著作権を侵害する行為を含みます。)すること</u> <u>(3) 加入者が、引込端子および引込線に線条その他の導体を連結して、当社のサービスを無断で受信すること</u> <u>(4) 当社が貸与するSTB以外の端末設備もしくは端末設備の機能を代替する機器等を加入者施設に接続すること</u> <u>(5) 当社が貸与するSTBおよびCASカード等の設備および機能を分解もしくは改造、改ざんすること</u></p>	<p>第41条 (禁止事項) 加入者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。 <u>(削除)</u> <u>(1) 加入者が、個人的に、または家庭内等に準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、当社の承諾を得ることなく本サービスを第三者に対して提供(上映、複製、その他著作権を侵害する行為を含みます。)すること</u> <u>(2) 加入者が、引込端子および引込線に線条その他の導体を連結して、当社のサービスを無断で受信すること</u> <u>(削除)</u> <u>(3) 当社が貸与するSTBおよびCASカード等の設備および機能を分解もしくは改造、改ざんすること</u></p>
<p>第42条 (損害賠償の免責および特約事項) 当社が、第15条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第16条 (<u>当社が行う</u>本サービス提供の休止)、第45条 (本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。 (略) 8. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第40条 (個人情報)の規定を遵守したうえで、加入者の使用するSTBと電気信号による通信を行うことができるものとします。また、当社は、<u>当社が貸与する記憶装置内蔵STBまたは外部記憶装置を接続することが可能なSTBの不具合の確認を行うために、必要な範囲で当該機器の録画内容、時間等を確認する事ができるものとします。</u> 9. 当社は、<u>当社が貸与する記憶装置内蔵STBおよび加入者が接続した外部記憶装置の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失または正常に再生ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。</u>また、当該機器の故障の措置や返還に伴い、記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。 (略)</p>	<p>第42条 (損害賠償の免責および特約事項) 当社が、第15条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第16条 (本サービス提供の休止)、第45条 (本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。 (略) 8. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第40条 (個人情報)の規定を遵守したうえで、加入者の使用するSTBと電気信号による通信を行うことができるものとします。また、当社は、<u>不具合の確認を行うために、必要な範囲でデジタル録画機器の録画内容、時間等を確認する事ができるものとします。</u> 9. 当社は、<u>デジタル録画機器の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失または正常に再生ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。</u>また、当該機器の故障の措置や<u>当社が貸与する機器の返還に伴い、記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。</u> (略)</p>

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧	新
<p>第4 4条 <u>(B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱い)</u>                      B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムズが別に定める約款によるものとします。                      2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または加入契約の解約または解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。                      3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害、利益損失は、当該加入者が賠償するものとします。                      4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、当該加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。  <u>(追加)</u></p>	<p>第4 4条 (CASカードおよびACASチップの取り扱い)                      B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムズが別に定める約款によるものとします。                      2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または加入契約の解約または解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。                      3. <u>当社が貸与する</u>C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害、利益損失は、当該加入者が賠償するものとします。                      4. 加入者が故意または過失により<u>当社が貸与する</u>CASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、当該加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。                      5. <u>当社は、加入者が別に定める料金表のPタイプで契約した場合、加入者施設のB-CASカードまたはACASチップのCAS番号を使用して信号制御を行う場合があります。</u>                      6. <u>前項の場合、当社は、加入者に当該CAS番号の提供を請求するものとし、加入者はその請求に応じるものとします。また、加入者は、加入者施設のB-CASカードまたはACASチップが変更となった場合、当社に通知するものとします。</u></p>
<p>第4 5条 (本サービスの廃止)                      当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。                      2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。                      3. 当社は、都合により特定のコースを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第1 1条 (契約事項の変更) 第1項の規定に基づき、別のコースへの変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該コースを廃止する日をもって、代替コースへ変更、または当該加入者との加入契約を解除するものとします。                      4. 当社は、前項の場合には、当該コースを利用する加入者に対し、当該コースを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。                      5. 第2項および第4項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。</p>	<p>第4 5条 (本サービスの廃止)                      当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。                      2. 当社は、前項の場合には、<u>当該</u>加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。                      3. 当社は、都合により特定のコース<u>またはタイプ</u>を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第1 1条 (契約事項の変更) 第1項の規定に基づき、別のコース<u>またはタイプ</u>への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該コース<u>またはタイプ</u>を廃止する日をもって、代替コース<u>またはタイプ</u>へ変更、または当該加入者との加入契約を解除するものとします。                      4. 当社は、前項の場合には、当該コース<u>またはタイプ</u>を利用する加入者に対し、当該コース<u>またはタイプ</u>を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。                      5. 第2項および第4項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。</p>
<p>付則                      (略)                      (5) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より施行します。                      (6) 本約款は、<u>2023年3月9日</u>、総務大臣に届出、受理されたものです。</p>	<p>付則                      (略)                      (5) 本約款は、<u>2023年12月1日</u>より施行します。                      (6) 本約款は、<u>2023年11月13日</u>、総務大臣に届出、受理されたものです。</p>

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧

【デジタルテレビサービス料金表】  
(表2-1) コースの種別

種別	月額利用料	条件
① 4Kプライムコース	5,390円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は4Kプライムコース、4Kベーシックコースに限る
4Kスタンダードコース	4,620円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は4Kスタンダードコース、4Kベーシックコースに限る
4KセレクトA/B/Cコース	3,850円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は4KセレクトA/B/Cコース、4Kベーシックコースに限る

(追加)

4Kベーシックコース	1,870円	インターネット接続サービスへの加入が必要 本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は4Kベーシックコースに限る
② プライムコース ※1	5,170円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はプライムコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る
スタンダードコース ※1	4,400円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はスタンダードコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る
デジタルHDコース ※1	4,400円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はデジタルHDコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る
デジタルプラスコース ※1	4,290円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はデジタルプラスコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る
デジタルコース ※1	4,070円	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はデジタルコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る
地デジスーパーディズニー2チャンネルコース ※1	1,980円	インターネット接続サービスへの加入が必要 本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る
地デジスーパーコース ※1	1,650円	インターネット接続サービスへの加入が必要 本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は地デジスーパーコースに限る

(追加)

地デジ・BSコース	1,650円	光インターネット接続サービスへの加入が必要
地デジコース	770円	インターネット接続サービスへの加入が必要
同時再放送サービス	別途定める	特別な地域、建物に対するサービスとして提供します

(表2-2) 複数台割引

2台目以降のコースの種別	割引金額	条件
4Kプライムコース	3,190円	
4Kスタンダードコース	2,420円	
4KセレクトA/B/Cコース	1,650円	
プライムコース ※1	3,190円	
スタンダードコース ※1	2,420円	
地デジスーパーディズニー2チャンネルコース ※1	1,430円	
地デジスーパーコース ※1	1,430円	

・2台目以降の契約コースの種別に対して割引が適用されます。

新

【デジタルテレビサービス料金表】  
(表2-1) コースおよびタイプの種別

種別 ※1	条件	月額利用料
① 4Kプライムコース	Sタイプ	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は同一タイプの4Kプライムコース、4Kライトコースに限る
	Pタイプ	
4Kスタンダードコース	Sタイプ	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は同一タイプの4Kスタンダードコース、4Kライトコースに限る
	Pタイプ	
4KセレクトA/B/Cコース	Sタイプ	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は同一タイプの4KセレクトA/B/Cコース、4Kライトコースに限る
	Pタイプ	
4Kライトコース	Sタイプ	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は同一タイプの4Kライトコースに限る
	Pタイプ	

4Kベーシックコース ※2	インターネット接続サービスへの加入が必要 本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は4Kベーシックコースに限る	1,870円
② プライムコース ※2	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はプライムコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る	5,170円
スタンダードコース ※2	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はスタンダードコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る	4,400円
デジタルHDコース ※2	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はデジタルHDコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る	4,400円
デジタルプラスコース ※2	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はデジタルプラスコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る	4,290円
デジタルコース ※2	本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降はデジタルコース、地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る	4,070円
地デジスーパーディズニー2チャンネルコース ※2	インターネット接続サービスへの加入が必要 本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は地デジスーパーディズニー2チャンネルコース、地デジスーパーコースに限る	1,980円
地デジスーパーコース ※2	インターネット接続サービスへの加入が必要 本コースを基本コース(1台目)とする場合、2台目以降は地デジスーパーコースに限る	1,650円
地デジシンプルコース		1,650円
地デジ・BSコース ※2	光インターネット接続サービスへの加入が必要	1,650円
地デジコース ※2	インターネット接続サービスへの加入が必要	770円
同時再放送サービス	特別な地域、建物に対するサービスとして提供します	別途定める

(表2-2) 複数台割引

2台目(2契約目)以降の種別 ※1	割引金額	条件
4Kプライムコース	Sタイプ	3,190円
	Pタイプ	
4Kスタンダードコース	Sタイプ	2,420円
	Pタイプ	
4KセレクトA/B/Cコース	Sタイプ	1,650円
4Kライトコース	Pタイプ	2,200円
プライムコース ※2		3,190円
スタンダードコース ※2		2,420円
地デジスーパーディズニー2チャンネルコース ※2		1,430円
地デジスーパーコース ※2		1,430円

・2台目(2契約目)以降の契約に対して割引が適用されます。

デジタルテレビ約款 新旧対照表

旧

(表3) オプションサービスの種別

種別	月額利用料	備考	条件
③ KCN ケーブルプラスSTB-2 ※1	1,320円		(表2-1)の②のコースへの加入が必要
4K-STB(セットトップボックス) ※1	1,320円		(表2-1)の②のコースへの加入が必要
④ KCN ケーブルプラスSTB ※1	1,100円		(表2-1)の②のコースへの加入が必要
楽見録DX ※1	1,320円	当社が別途定める機種については1,100円、または1,210円	(表2-1)の②のコースへの加入が必要
ブルーレイ楽見録DX ※1	2,420円	当社が別途定める機種については2,200円	(表2-1)の②のコースへの加入が必要
接続受信機利用料	770円	1世帯においては、3台までは無料扱い	
オプションチャンネル利用料 ※2	別に定める金額	チャンネル、番組ごとに定める	
付属機器利用料	別に定める金額	利用する機器ごとに定める	
付属機能利用料	別に定める金額	利用する機能ごとに定める	

・インターネット接続サービスを合わせて契約した場合の料金等については別途インターネット約款に定めます。

※1 このサービスへの新規、変更、追加申込はできません。  
 ※2 機器1台ごとに月額利用料が必要です。WOWOWの受信には別途契約が必要です。

- ①：(表3)③のいずれかの月額利用料を含みます。
- ②：標準STB利用料を含みます。
- ③：標準STBから変更した場合に必要な月額利用料です。(表2-1)①のいずれかにご加入の場合、(表2-1)①に定めた月額利用料に含まれます。また、別途規約、確認事項を定めます。
- ④：標準STBからの変更に必要な月額利用料です。また、別途規約、確認事項を定めます。

(表5) 各種手数料

項目	金額	備考
申込事務手数料	3,300円	
コース変更手数料	3,300円	STB撤去を伴わないコース間の場合無料
督促手数料	110円	1回の督促につき
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき
適格請求書送付料	110円	1通につき

新

(表3) オプションサービスの種別

種別	月額利用料	条件	備考
KCN ケーブルプラスSTB-2 ※2	1,320円	(表2-1)の①のコース(Pタイプを除く)および②のコースで契約する場合に限る。別途利用規約を定める	標準STBからの変更に必要な追加料金。ただし、(表2-1)の①のコースの標準STBとして設置する場合、当該コースの月額利用料を含む
4K-STB(セットトップボックス) ※2	1,320円	(表2-1)の①のコース(Pタイプを除く)および②のコースで契約する場合に限る	標準STBからの変更に必要な追加料金。ただし、(表2-1)の①のコースの標準STBとして設置する場合、当該コースの月額利用料を含む
4Kブルーレイ楽見録	2,420円	(表2-1)の①のコース(Pタイプを除く)を契約する場合に限る	標準STBからの変更に必要な追加料金
KCN ケーブルプラスSTB ※2	1,100円	(表2-1)の②のコースを契約する場合に限る。別途利用規約を定める	標準STBからの変更に必要な追加料金
楽見録DX ※2	1,320円	(表2-1)の②のコースを契約する場合に限る	標準STBからの変更に必要な追加料金。当社が別途定める機種については1,100円、または1,210円
ブルーレイ楽見録DX ※2	2,420円	(表2-1)の②のコースを契約する場合に限る	標準STBからの変更に必要な追加料金。当社が別途定める機種については2,200円
接続受信機利用料	770円		1世帯においては、3台までは無料扱い
オプションチャンネル利用料 ※3	別に定める金額		チャンネル、番組ごとに定める
付属機器利用料	別に定める金額		利用する機器ごとに定める
付属機能利用料	別に定める金額		利用する機能ごとに定める

・インターネット接続サービスを合わせて契約した場合の料金等については別途インターネット約款に定めます。

・①のコース(Pタイプを除く)および②のコースの月額利用料には、標準STBの利用料を含みます。  
 ※1 各タイプの専門チャンネルの提供方法は以下のとおりです。  
 Sタイプ：地上光ネットワークを利用し提供されるデジタル放送サービスを、当社施設およびSTBのCASカードまたはACASチップを使用して提供する方法  
 Pタイプ：BS・110度CS衛星を利用し提供されるデジタル放送サービスを、当社施設および加入者施設のB-CASカードまたはACASチップを使用して提供する方法  
 ※2 このサービスへの新規、変更、追加申込はできません。  
 ※3 機器1台(CASカードまたはACASチップ)ごとに月額利用料が必要です。WOWOWの受信には別途WOWOWとの契約が必要です。  
 (表中に反映)

(表5) 各種手数料

項目	金額	備考
申込事務手数料	3,300円	
コース変更手数料	3,300円	
督促手数料	110円	1回の督促につき
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき
適格請求書送付料	110円	1通につき